

一般競争入札（不用物品売払）実施要領

1 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行う。

2 入札に付する物件

次の物件を入札し、売却する。物件の詳細については売却システム上の物件詳細画面を参照すること。

物件 号	物件名	規格等	走行距離 (km)	数量 (台)	予定価格 (税込)	入札保証金
1	いすゞ エルフ	普通特殊 消防ポンプ車	67,100	1	¥500,000	¥15,000

3 物件の現物確認について

売買物件の現物確認会を以下の日程で実施する。

- (1) 現物確認会日時：令和7年1月23日（木）10時から12時まで
- (2) 売買物件の現物確認を希望する場合は、管理課メールアドレス宛にその旨を記載し、令和7年1月22日（水）17時30分までに送信し、電子メール送付の電話連絡を管理課へ行うこと。

現物確認会場：東大阪市荒本北1丁目9付近 阪神高速道路高架下駐車場

（連絡先）

担当者：東大阪市企画財政部資産経営室管理課 高田・池本

連絡先：06-4309-3125（直通）

メールアドレス：kanri@city.higashiosaka.lg.jp

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：売却システム上
- (2) 入札期間：令和7年2月18日（火）13時から令和7年2月25日（火）13時まで

(3) 開札日時：令和7年2月25日（火）13時30分

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 日本語を理解できること。
- (5) 日本国内に住所及び連絡先があるもの。
- (6) 東大阪市が定めるガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約等の内容を承諾・順守すること。※物件詳細ページに掲載

6 質疑等

入札手続き及び売買物件にかかる質疑がある場合は以下の手順で質疑を行うこと。

- (1) 受付期間：令和7年1月15日（水）13時から令和7年1月29日（水）17時30分まで
- (2) 受付方法：「質疑書」に必要事項を記入のうえ、企画財政部資産経営室管理課メールアドレス宛に送信し、送信後は電子メール送付の電話連絡を行うこと。
なお、質疑書の記入は日本語に限る。
管理課メールアドレス：kanri@city.higashiosaka.lg.jp
- (3) 回答方法：質疑に対する回答は、令和7年1月31日（金）までに本市ウェブサイト（管理課ページ）にて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、公表の際に一部加工することがある。

7 入札の参加申込等に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおりの手続きを必ず行うこと。

- (1) 参加の仮申し込み手続き

入札に参加しようとする者は、令和7年1月15日（水）13時から令和7年2月4日（火）14時までの期間に、売却システムにより参加の仮申し込み手続きを行うこと。

売却システム URL：<https://kankocho.jp/>

(2) 参加の本申し込み手続き

上記(1)の仮申し込み手続き後、次の書類を郵送または持参にて提出受付期間内に提出すること。

- ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
 - イ 誓約書
 - ウ 住民票（写し可・参加申込者が個人の場合）
 - エ 商業登記簿謄本（写し可・参加申込者が法人の場合）
 - オ 委任状（参加申込者が代理人の場合）
- ※ア・イ・オの様式については東大阪市ウェブサイトよりダウンロードすること。

※提出受付期間：令和7年1月15日（水）13時から令和7年2月6日（木）17時30分まで

（注）持参の場合は、各日（平日）9時から17時30分の間に持参すること。（令和7年1月15日（水）のみ13時から17時30分）

（注）郵送の場合は簡易書留郵便とし、受付期間内必着とする。

※仮・本申込登録の完了については、メールで通知する。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、東大阪市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。納付登録は「7 入札の参加申込等に関する事項 (1)参加の仮申し込み手続き」の中で行うものとする。
- (2) 落札者以外の納付した入札保証金は、原則として入札期間終了後にクレジットカードの与信枠の解除により返還する。
- (3) 入札保証金には利息を付さない。

9 入札方法

売却システムにより入札期間内（「4 入札執行の場所及び日時(2)入札期間」参照）に入札価格を登録すること。なお、この登録は1度しか行うことが出来ず、郵送や持参、メール等による入札書の提出は認めない。

10 入札の無効

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定

入札期間終了後、東大阪市は売却システムにて開札を行い、入札価格が予定価格以上かつ最高価格の入札者を落札者として決定する。

また、当該案件については 1 者のみの参加であっても入札を実施し、最高価格の入札者が複数存在する場合には、くじ（自動抽選）により落札者を決定する。

12 契約の締結

(1) 落札者決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。

(2) 契約保証金は、入札保証金と同額とする。

(3) 落札者が納付した入札保証金を申請書に基づき、契約保証金に充当することができる。

(4) 契約保証金には利息を付さない。

(5) 落札者決定後、東大阪市売払い等暴力団排除措置要綱第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める情報及び書類の提出を求める。提出を受けた内容を警察に提供し確認した結果、暴力団等の関係者に該当する団体等であった場合は契約を解除する。

13 売買代金の納付

(1) 落札者は、落札代金から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額を東大阪市が発行する納付書により、令和 7 年 3 月 11 日（火）までに納付しなければならない。

(2) 期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合は、売却の決定を取り消し、契約保証金は返還しない。

14 所有権の移転及び引渡しについて

(1) 所有権は、契約締結後、売買代金の納付を東大阪市が確認し、原則、売買物件を引渡しした時点をもって落札者へ移転する。

(2) 前号の引渡しは、東大阪市が指定する日時・場所において、落札者または落札者から引渡しの代理を受けた者へ売買物件および名義変更に必要な書類を引渡すことにより実

施する。

- (3) 落札者は、売買代金納付時に何らかの事情により売買物件の引渡しを受けられない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、入札終了後、東大阪市に提出すること。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡・売買することはできない。
- (5) 売買物件の引渡し費用は落札者の負担とする。

15 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、東大阪市財務規則のほか、本売払業務に関係する一切の法令を遵守すること。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
 - オ 売却代金の残金の納付後、落札者が売買物件の引取りを放棄した場合は、契約保証金及び売却代金の残金を返還しない。

16 入札及び契約に関する事務の担当

担 当 者：東大阪市企画財政部資産経営室管理課 高田・池本

所 在 地：〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

T E L：06-4309-3125

メールアドレス：kanri@city.higashiosaka.lg.jp